

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月19日

【事業年度】 第93期(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

【会社名】 株式会社さいか屋

【英訳名】 Saikaya Department Store Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山野井 輝夫

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

【電話番号】 044(211)3111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員 中野 宏治

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横須賀市大滝町1-13

【電話番号】 046(845)6803

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員 中野 宏治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	2021年 2月	2022年 2月	2022年 8月	2023年 8月	2024年 8月
売上高 (千円)	15,002,677	13,814,653	2,416,540	5,204,675	4,950,143
経常利益(は損失) (千円)	732,773	464,627	79,228	132,340	100,422
親会社株主に帰属する 当期純利益(は損失) (千円)	846,526	509,676	82,560	9,743	72,701
包括利益 (千円)	839,876	581,545	43,659	5,266	40,916
純資産額 (千円)	514,588	433,939	581,637	576,338	617,190
総資産額 (千円)	11,213,800	12,245,936	12,151,841	12,153,094	11,806,978
1株当たり純資産額 (円)	72.74	62.08	32.27	33.34	25.10
1株当たり当期純利益 (は損失) (円)	271.35	109.64	16.66	1.97	14.67
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)				1.51	11.29
自己資本比率 (%)	4.59	3.54	4.79	4.70	5.23
自己資本利益率 (%)				1.69	11.78
株価収益率 (倍)				187.0	40.75
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	452,300	872,268	101,551	367,108	259,715
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	99,978	952,846	28,862	135,260	390,967
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	732,300	2,449,329	1,868	3,873	3,879
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	861,791	1,486,004	1,556,825	1,784,800	1,649,669
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	193 (279)	144 (247)	150 (266)	141 (246)	145 (164)

(注)1. 第89期から第91期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 第89期から第91期までの自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 第89期から第91期までの株価収益率は、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

4. 第89期の連結経営指標等について、誤謬の訂正による遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。また、過年度の決算訂正を行い、2021年7月15日に訂正報告書を提出しております。

5. 第91期の連結経営指標等について、誤謬の訂正による遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。また、過年度の決算訂正を行い、2023年11月7日に訂正報告書を提出しております。

6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第91期の期首から適用しており、第91期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

7. 2022年5月24日開催の第90期定時株主総会決議により、決算期を2月28日から8月31日に変更しました。従って、第91期は2022年3月1日から2022年8月31日の6か月間となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月		2021年 2月	2022年 2月	2022年 8月	2023年 8月	2024年 8月
売上高	(千円)	14,988,606	13,800,636	2,413,099	5,199,692	4,941,815
経常利益(は損失)	(千円)	716,159	467,986	84,101	126,679	97,243
当期純利益(は損失)	(千円)	829,377	511,183	85,144	4,483	69,882
資本金	(千円)	1,945,290	2,195,768	2,195,768	2,195,768	2,195,768
発行済株式総数						
普通株式	(株)	3,135,314	4,970,314	4,970,314	4,970,314	4,970,314
A種優先株式	(株)	1,483,036	1,483,036	1,483,036	1,483,036	1,483,036
純資産額	(千円)	398,623	316,469	461,584	451,024	489,057
総資産額	(千円)	10,844,405	11,934,694	11,863,229	11,898,373	11,595,839
1株当たり純資産額	(円)	109.92	85.79	56.50	58.64	50.96
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)						
普通株式	(円)	()	()	()	()	()
A種優先株式	(円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益(は損失)	(円)	265.85	109.96	17.19	0.91	14.11
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	(円)				0.70	10.86
自己資本比率	(%)	3.68	2.65	3.89	3.79	4.22
自己資本利益率	(%)				0.99	14.29
株価収益率	(倍)				406.62	42.39
配当性向	(%)					
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名)	184 (267)	135 (239)	141 (258)	134 (238)	145 (164)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	90.8 (121.8)	75.7 (125.9)	92.8 (132.8)	121.1 (162.1)	182.3 (202.2)
最高株価	(円)	437	615	364	407	625
最低株価	(円)	203	219	219	280	341

- (注)1. 第89期から第91期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第89期から第91期までの自己資本利益率及び株価収益率は、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。それ以前は、同取引所市場第二部におけるものであります。
4. 第89期の提出会社の経営指標等について、誤謬の訂正による遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。また、過年度の決算訂正を行い、2021年7月15日に訂正報告書を提出しております。
5. 第91期の提出会社の経営指標等について、誤謬の訂正による遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。また、過年度の決算訂正を行い、2023年11月7日に訂正報告書を提出しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第91期の期首から適用しており、第91期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 2022年5月24日開催の第90期定時株主総会決議により、決算期を2月28日から8月31日に変更しました。従って、第91期は2022年3月1日から2022年8月31日の6か月間となっております。

2 【沿革】

当社は、明治5年10月神奈川県横須賀市元町に創業した雑賀屋呉服店(後の雑賀屋不動産株式会社)を母体として1950年11月横須賀市に株式会社大洋会館を設立、不動産賃貸業を営んでおりましたが、1956年4月に本社を川崎市に移転、株式会社川崎さいか屋として百貨店業を開業いたしました。

設立以来現在までの事業の推移は次のとおりです。

- 1950年11月 横須賀市大滝町2丁目1番地に株式会社大洋会館を設立し、不動産賃貸業を開始
- 1955年8月 商号を株式会社川崎さいか屋に変更
- 1956年4月 本社所在地を横須賀市より川崎市川崎区小川町1番地に移転し、株式会社川崎さいか屋として百貨店業を開業
- 1964年8月 東京証券取引所市場第2部に上場
- 1967年11月 東京都町田市に町田店を新設開店
- 1969年5月 商号を株式会社さいか屋に変更
- 1969年9月 姉妹会社である株式会社横須賀さいか屋及び株式会社藤沢さいか屋の二社を合併
- 1970年9月 株式会社サイカマートはスーパーストア業の株式会社フジミストアを合併し、株式会社さいか屋の子会社とした。
- 1975年9月 株式会社彩友計算センターを設立、情報処理サービス業を開始
- 1976年10月 町田店をショッピングビルに転換し、各種専門店をテナントとして導入し、自営ショップと併せて、ファッションロード「ジョルナ」とする。
- 1977年2月 株式会社さいか屋友の会(連結子会社)を設立、前払式特定取引業を開始
- 1977年7月 株式会社彩美を設立、貨物輸送・ビル清掃業を開始
- 1978年11月 藤沢市及び各方面の要請により、藤沢駅北口再開発事業に協力することになり、藤沢店の営業を新設の株式会社藤沢さいか屋に譲渡し、藤沢店を廃止
- 1979年9月 藤沢市の要請により、藤沢駅前所在の丸井藤沢店地下1階に食料品専門店の藤沢マーケット店を開店
- 1979年9月 株式会社さいか屋マーケットプロモーションを設立、宣伝広告代理店業を開始
- 1988年5月 株式会社エーエムカードサービスを設立、金融・サービス業を開始
- 1990年3月 横須賀店新館開店、同年10月には同店南館を開店し、三館体制が完成
- 1993年11月 藤沢駅前の藤沢マーケット店を生鮮ディスカウントストアにリニューアルし店名を「ザ・マーケット」に変更
- 1999年11月 株式会社さいか屋マーケットプロモーションは、保険代理業の彌栄実業と合併し、さいか屋マーケットプロモーション株式会社と社名を変更
- 2002年9月 株式会社藤沢さいか屋の百貨店営業部門を2002年9月1日を以て譲受
- 2002年11月 時計、宝石、貴金属の卸売業であるアルファトレンド株式会社(連結子会社)の株式を取得し子会社とした。
- 2005年7月 株式会社サイカマートは、株式会社藤沢さいか屋を吸収合併して株式会社彩賀開発と社名を変更

2006年3月 ザ・マーケット藤沢駅前店を2006年3月20日に閉店

2009年1月 第三者割当(割当先 京浜急行電鉄株式会社)による増資を実施

2009年2月 連結子会社である、株式会社彩賀開発を吸収合併

2009年8月 事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続の正式申請

2010年2月 当社債務の一部免除及び債務の株式化を柱とする金融支援を含む事業再生ADR手続が成立

2010年3月 当社債務の株式化によりA種優先株式を発行して、それに伴い増資を実施
川崎店を譲渡し、譲渡先との間で建物賃貸借契約を締結し、引き続き同場所にて店舗として営業活動を継続

2010年4月 当社資本構成の改善を目的として減資を実施

2010年5月 横須賀店の大通り館閉館、新館は継続営業

2010年8月 株式会社彩友計算センターの清算が終了

2011年1月 株式会社彩美の清算が終了

2011年5月 川崎市川崎区小川町8番地「小川町別館」を売却譲渡

2012年9月 連結子会社である株式会社エーエムカードサービスを吸収合併

2013年3月 事業再生ADR計画完了

2015年1月 町田ジョルナ店の不動産流動化を実施。買主から店舗全体のテナント運営管理業務を受託するとともに、一部区画をリースバックする形で不動産を売却

2015年5月 川崎店を閉店し、営業を終了

2015年6月 川崎日航ホテルビル内に、川崎店(サテライト型店舗)を開店し、営業開始

2021年2月 横須賀店を閉店し、営業を終了

2021年3月 横須賀店が愛称「SAIKAYA YOKOSUKA SHOPPING PLAZA」として開店し、営業開始

2021年5月 第三者割当(割当先 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス)による増資を実施

2021年5月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの子会社になる。

3 【事業の内容】

(1) 当社の企業集団は、当社及び連結子会社2社並びに非連結子会社1社で構成され、百貨店業を中核として、以下の関連する各種事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係る位置づけは、次のとおりであります。

なお、当社は百貨店業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

百貨店業 連結財務諸表提出会社(以下「株式会社さいか屋」という)が、横須賀市及び藤沢市で百貨店を営業し、川崎市ではサテライト型店舗、町田市では専門店ビルのテナント管理運営業務を行っております。

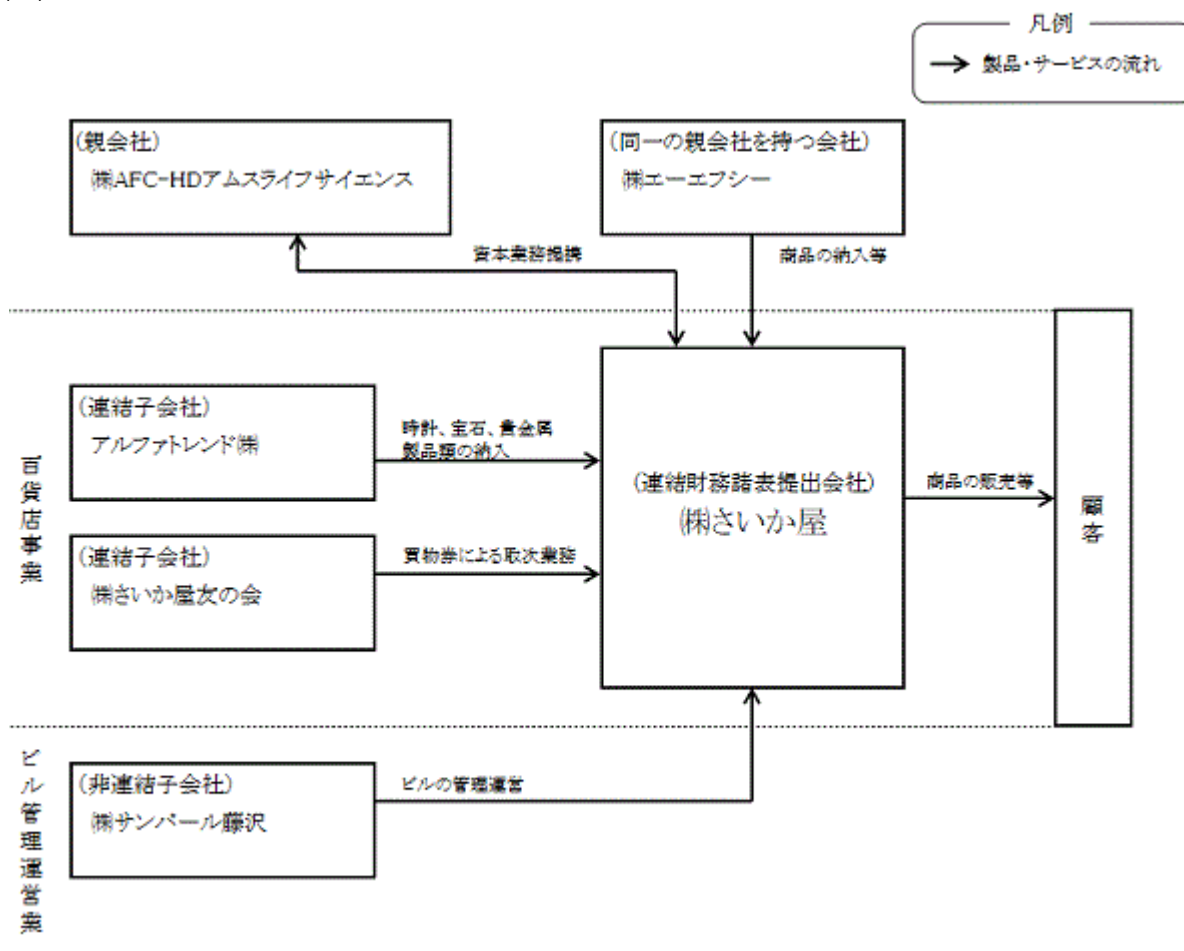
連結子会社アルファトレンド株式会社が時計、宝石、貴金属製品の卸売業を行っており、株式会社さいか屋に対して商品を納入しております。

株式会社さいか屋友の会は前払式特定取引業を行っております。

ビル管理運営業 非連結子会社の株式会社サンパール藤沢はビル管理運営業を行っております。

その他 当社と同一の親会社を持つ株式会社エーエフシーは、当社の3店舗へ出店・商品の納入等を行っております。

(2) 以上で述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



(3) 当社グループの概要は次のとおりであります。

〔連結子会社〕 2社

アルファトレンド株式会社.....時計、宝石、貴金属製品の卸売業

株式会社さいか屋友の会.....前払式特定取引業

〔非連結子会社〕 1社

株式会社サンパール藤沢.....ビル管理運営業

4 【関係会社の状況】

2024年8月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)		関係内容
				所有	被所有	
(親会社) 株式会社AFC-HD アムスライフサイエンス (注)1・2	静岡県 静岡市 駿河区	2,131	健康補助食品及び 化粧品等の製造販 売		(直接) 37.22	資金の借入先、債務の保証、 債務の被保証、役員の兼任
(同一の親会社を持つ会社) 株式会社エーエフシー	静岡県 静岡市 駿河区	200	健康補助食品・化 粧品及び自然食品 等の販売		(間接) 13.14	資金の借入先、商品の仕入先
(連結子会社) アルファトレンド株式会社 (注)3・4	神奈川県 横須賀市 大滝町	20	百貨店業	100		時計・宝石・貴金属製品の納入、 役員の兼任
株式会社さいか屋友の会 (注)3・4	神奈川県 川崎市 川崎区	20	百貨店業	100		前払式特定取引業

- (注) 1 有価証券報告書の提出会社であります。
2 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、当社の議決権の37.22%を保有しております。また、同社と同一の内容の議決権を行使すると認められるものが当社議決権の13.14%を保有しており、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、当社の議決権の50.36%を保有する親会社であります。
3 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
4 上記会社はいずれも特定子会社に該当しません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年8月31日現在

従業員数(名)	145(164)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は(外書)に年間平均人員を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2024年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
145(164)	49.2	19.3	3,843

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く)であり、臨時雇用者は(外書)に年間の平均人員を記載しております。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

全さいか屋労働組合と称し、2024年8月末現在の組合員数は84名で、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟(UAゼンセン)に加盟しております。

対会社関係においても、結成以来円満に推移しており、特記すべき事項はございません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の 割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注3)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
25.0				

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2 男性労働者の育児休業取得率は、取得実績がないため算出しておりません。
3 労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性 労働者の割合(%)	男性労働者の育児 休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(注1、2、3)		
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
アルファトレンド株式会社 (注4)					
株式会社さいか屋友の会 (注5)					

- (注) 1 各項目について、出向者は出向元の従業員として集計しております。
 2 「女性の職業生活における活躍に推進に関する法律」の規定に基づき算出したものであります。
 3 男女の賃金差異は、女性労働者の平均年間賃金 ÷ 男性労働者の平均年間賃金 × 100%として算出しています。
 また、平均年間賃金は、総賃金（賞与及び基準外賃金を含む） ÷ 人員数として算出しています。
 4 アルファトレンド株式会社において、直接雇用従業員が不在のため算出しておりません。
 5 株式会社さいか屋友の会に直接雇用従業員が不在のため算出しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

抜本的な経営スキームの改革を進めてきたことにより、今期で2期連続の黒字化を達成しました。しかしながら、改革は未だ途上であり、黒字体質を常態化するためには、改革の更なる推進が必要であると考えております。

今後におきましては、全社的な既存店舗の再編、グループシナジー効果を活用した各種施策の実行、金・地金買収の強化の推進を継続的に行うとともに、今期は、横須賀店3階に「ファッションプラザ パシオス」「シュープラザ」が開店(9月25日)、藤沢店地下1階に食品スーパー「ライフ」が開店(10月16日)することによる賃料収入増加に加え、百貨店ゾーンとの相乗効果拡大を狙った企画の強化を実行し、収益の拡大に努めてまいります。外商部門におきましては、引き続き高収益商材の販売強化と新規顧客(法人・個人)へのアプローチ強化に注力してまいります。

このほか、費用面におきましては、ローコストオペレーションの更なる推進を行い、各種経費の削減と合理化に努め、効果的な経費運用に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティを巡る取組が、リスク減少と収益機会獲得につながる重要な経営課題であると認識し、経営理念である『百貨店事業を核として、「人々に安心と潤いのある生活の提案を行う生活文化企業」をめざし、永い間培ってきた信用を命として、「地域のお客様に最も支持される百貨店」を目指す』という考えのもと、地域のお客様とともに歩み、地域に根差した経営活動を通じて、社会の持続可能な発展への貢献と企業価値の向上を目指すことを基本方針とし、この方針に基づき、社会・環境問題などに対して事業活動を通じて適切な対応を行うべく取り組んでおります。

推進にあたっては、業務執行部門長以上の役職者が出席する定例ミーティングにおいて、各業務執行部門長が担当する範囲のサステナビリティ関連の提案、執行状況の報告を行い、出席者全員で協議検討しております。

(2) 戦略

当社グループは、社員一人一人が働きがいを感じ成長することがグループ全体の発展に繋がり、「持続可能な社会への貢献」と「企業価値の向上」の両立を実現することができるという考えから、これを人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する取組方針とし、全ての従業員が成長できる機会を提供し、社員一人一人が「笑顔を絶やさず」「積極的に行動し」「あらゆることに興味を持って」「専門知識を深め」「若々しい感性で」「進んでいく」といったさいか屋スピリッツにふさわしい人材を育成して参ります。

当社グループでは、性別や年齢、国籍や職歴で分け隔てることなく従業員が安心して働け、成長できる環境づくりを目指し、中核人材の登用等にあたってはその能力・成果に応じた人事評価を行うとともに、女性管理職につきましては、女性活躍促進法に基づく女性管理職(課長級以上)割合30%以上を維持することを目標としており、2024年8月末現在の女性管理職割合は25.0%となっております。

(3) リスク管理

各業務執行部門長が、担当する範囲のサステナビリティ関連のリスクを識別・評価し、リスク管理委員会に報告、出席者全員で網羅的に協議検討しております。本会議には常勤の監査等委員である取締役及び内部監査室長が出席し、コンプライアンス面での確認も行われております。

(4) 指標及び目標

上記「(2)戦略」において記載した人的資本・多様性に関する指標及び目標については以下のとおりです。

指標	目標	当期実績
女性管理職割合	30%以上	25.0%(2024年8月31日現在)

3 【事業等のリスク】

1. 災害リスク

当社グループは、川崎、横須賀、藤沢というほぼ同一地域内において店舗展開していることから、自然災害や事故等により、店舗運営に大きな影響が及ぶ可能性があります。

特に火災や地震等により災害が発生した場合には、被害者への損害賠償や建物および保管商品・保有資産等への甚大な被害が生じ、これらが当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼすことが考えられます。

2. 環境リスク

当社グループは、百貨店業を展開しておりますが、気候状況、景気動向や消費者動向等の経済状況、疾病や騒乱等の社会状況、又、同一商圏内における同業・異業種参入による競争状況等により、当社グループの業績や財務状況に大きな影響が及ぶことが考えられます。

3. 製品リスク

当社グループは、百貨店業において衣料品、身回品、雑貨、食料品をはじめとした各種商品、サービスの販売を行っております。これらの事業展開をする上で、欠陥商品の販売や食中毒が発生した場合には、製造物責任による損害賠償の発生、公的規制による営業停止、社会的信用の失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶことが考えられます。

4. 公的規制リスク

当社グループは、事業展開する上で、大規模小売店舗立地法や独占禁止法、下請法、労働法等各種法規制や省エネ法等の環境・リサイクル関連などに関する法令等に十分留意した営業活動を行っておりますが、違反行為が発生した場合には、公的な営業規制を受けるだけでなく、関連費用の増加、社会的信用の失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶことが考えられます。

5. 顧客情報流出リスク

当社グループは、顧客等の数多くの個人情報を保有していることから、社内管理規程の策定や管理組織の編成、情報管理責任者の設置、社内研修による個人情報の利用・管理方法の徹底を行っております。しかしながら、犯罪や事故により個人情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償や付帯費用負担の発生、社会的信用の失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶことが考えられます。

6. システムリスク

当社グループが事業展開するための各種コンピューターシステムは、外部委託先のデータセンターで集中管理しております。当該データセンターでは、耐震設計、通信回線の二重化、自家発電装置、不正侵入防止等の各種安全対策を講じております。しかしながら、想定を超える自然災害や事故により、設備の損壊やシステムの停止、通信回線の遮断などが発生した場合には、これらが当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼすことが考えられます。

7. 株式の希薄化リスク

当社は、2010年3月31日に総数1,483,036株のA種優先株式を発行しており、2022年3月25日に株式会社横浜銀行より株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスに譲渡されました。当該A種優先株式には2014年3月1日以降普通株式への転換請求権が付与されております。将来において、A種優先株式の普通株式への転換が行われた場合には、当社普通株式の既存持分の希薄化、また株価形成に悪影響が及ぶ可能性があります。

8. 契約の変更・解約によるリスク

当社グループは、一部の不動産を賃借することにより事業展開している他、テナント運営管理業務を受託しております。これらの賃貸借契約や業務受託契約について、変更や解約等が行われた場合には、当社グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

9. 感染症発生の影響

国内外で発生する可能性のある感染症等は百貨店業にとって消費行動を控えたり、消費者心理を冷やしたりと、最も懸念すべきリスクであります。これらのリスクが発生した場合、消費者の需要の縮小や、サプライチェーンの分断による商品調達の遅れ、在宅勤務やシフト勤務など従業員の勤務体制の制約、臨時休業や営業時間短縮などを招くことで、当社グループの事業活動に大きな支障を来とし、業績や財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

前年度から実施してきました抜本的な経営スキーム改革の継続を推進したことにより、8期連続で計上し続けた赤字を9期ぶりに黒字転換とした前年度に引き続き、黒字化を実現し、2期連続での黒字をいたしました。

営業面におきましては、藤沢店では、ヤマダデンキが昨年6月に開店して以降、百貨店ゾーンとの相乗効果が得られたことに加え、賃料収入が拡大しました。これに続き、横須賀店では、地下1階に食品スーパー「ヨークフーズ」が3月20日に開店、1階にドラッグストア「サンドラッグ」が6月19日に開店したことにより、藤沢店と同様の効果が出ております。更に、横須賀店3階への「ファッションプラザ パシオス」「シュープラザ」開店(9月25日)、藤沢店地下1階への食品スーパー「ライフ」開店(10月16日)に伴う改装セールを開催し、売上増に寄与するとともに、当該テナント開店以降の更なる賃料収入の拡大を見込んでおります。

自社運営の金・地金買取におきましては、金の市場価格の高騰により通期を通じて好調に推移いたしました。また、新規事業として、藤沢店にて若手社員が中心となり自主運営するショップ「mili mili byさいか屋」を5月8日に開店、グループのシナジー効果を活用した事業として横須賀店に「うなぎの佳川 さいか屋横須賀店」が開店しており、連日多くのお客様にご来店いただいております。

経費面では、徹底したローコストオペレーションの推進を継続しており、これに賃貸スペースの増加が加わったことにより、販売費及び一般管理費を大幅に削減しております。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高は4,950万円(前年12か月(2022年9月1日～2023年8月31日)対比95.1%)、営業利益110百万円(前年12か月(同)対比76.7%)、経常利益100百万円(前年12か月(同)対比75.9%)、親会社株主に帰属する当期純利益72百万円(前年12か月(同)対比62百万円)の親会社株主に帰属する当期純利益の改善)となり、2期連続通期での黒字化を実現しました。

セグメントの業績については、当社グループは百貨店業の単一セグメントのため、記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ135百万円減少し、1,649百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、259百万円の収入(前連結会計年度は367百万円の収入)となりました。主な収入項目は、減価償却費332百万円、主な支出項目は、仕入債務の減少額300百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、390百万円の支出(前連結会計年度は135百万円の支出)となりました。主な支出項目は、有形固定資産の取得による支出273百万円等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは3百万円の支出(前連結会計年度は3百万円の支出)となりました。主な支出項目は、リース債務の返済による支出3百万円等によるものであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 当社グループは、百貨店業の単一セグメントであり、生産及び受注については該当事項はありません。

(2) 販売の状況

当社グループは、百貨店業の単一セグメントであり、当連結会計年度における販売の状況は次のとおりであります。

連結売上高の内訳

	前連結会計年度		当連結会計年度		前年増減対比	
	自 2022年9月1日 至 2023年8月31日		自 2023年9月1日 至 2024年8月31日			
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	前年増減額 (千円)	前年対比 (%)
(株)さいか屋	5,199,692	95.7	4,941,815	99.2	257,877	95.0
アルファトレンド(株)	229,850	4.2	37,298	0.8	192,551	16.2
(株)さいか屋友の会	1,610	0.0	619	0.0	990	38.5
小 計	5,431,152	100.0	4,979,732	100.0	451,419	91.7
内部売上高の消去	226,477		29,589		196,887	
合 計	5,204,675		4,950,143		254,531	

店別売上高(単体)

	前事業年度		当事業年度		前年増減対比	
	自 2022年9月1日 至 2023年8月31日		自 2023年9月1日 至 2024年8月31日			
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	前年増減額 (千円)	前年対比 (%)
藤沢店	2,445,712	55.9	2,141,235	52.4	304,476	87.6
横須賀店	1,350,541	30.8	1,256,290	30.7	94,251	93.0
川崎店	582,952	13.3	692,062	16.9	109,110	118.7
小 計	4,379,206	100.0	4,089,588	100.0	289,617	93.4
テナント及び手数料収入	820,486		852,226		31,739	
合 計	5,199,692		4,941,815		257,877	

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。

この連結財務諸表の作成にあたっては、当事業年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 」に記載しております。財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(固定資産の減損処理)

当社グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。同会計基準に基づき、当社は原則として資産グループの単位ごとに、遊休資産等については個別資産ごとに判定を行っております。これらの資産グループの回収可能額が帳簿価額を下回った場合、資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損計上いたします。なお、回収可能額については、資産のグループの単位ごとに将来のキャッシュ・フローまたは鑑定評価による正味売却価額などを基礎として評価しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討を行っておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

概要

当連結会計年度の連結業績に関しましては、売上高は4,950百万円(前年12か月(2022年9月1日から2023年8月31日)対比95.1%)、営業利益110百万円(前年12か月(同)対比76.7%)、経常利益100百万円(前年12か月(同)対比75.9%)、親会社株主に帰属する当期純利益72百万円(前年12か月(同)対比62百万円の親会社株主に帰属する当期純利益の改善)となり、2期連続通期での黒字化を実現しました。

売上高の状況

横須賀店地下1階に「ヨークフーズ」が開店(3月20日)、1階に「サンドラッグ」が開店(6月19日)したことにより、賃料収入が増加しました。さらに、昨年度藤沢店に開店した「ヤマダデンキ」も含め、賃料テナントと百貨店ゾーンとの相乗効果が得られております。一方、賃料テナント増加に伴う百貨店ゾーンの売場面積縮小や、上記「ヨークフーズ」「サンドラッグ」および藤沢店への「ライフ」開店(10月16日)に伴う改装工事により当該売場を閉めていた影響があり売上高が減少いたしました。以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前年対比で95.1%となりましたが、賃貸スペース増加による販売費及び一般管理費の削減もあり、2期連続の黒字化を実現いたしました。

販売費及び一般管理費の状況

横須賀店大型テナント出店による百貨店事業売上面積の縮小で、店舗管理コストを低減、さらに従前より継続して行っているローコストオペレーションが着実に進み、売上高経費率が7.8ポイント改善しました。(57.2%
49.4%)

営業外損益の状況

営業外収益の主なものは、固定資産受贈益12百万円であり、営業外費用の主なものは、支払利息34百万円等
あります。

特別損益の状況

特別損失の主なものは、事業構造改善費用であります。

(3) 財政状態に関する分析

当連結会計年度末の財政状態に関しましては、総資産については、前連結会計年度末に比べ346百万円減少し
11,806百万円となりました。

負債については、前連結会計年度末に比べ386百万円増加し11,189百万円となりました。

純資産については、前連結会計年度末に比べ40百万円増加し617百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローに関する分析

「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(業績等の概要)(2) キャッ
シュ・フローの状況をご覧ください。

5 【経営上の重要な契約等】

重要な設備投資当社は、2024年7月12日開催の取締役会において、固定資産を取得することについて決議し、
2024年11月1日付けで売買契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は259百万円であり、主な設備投資は横須賀店の改装工事であります。また、将来使用見込みのない店舗設備等の除却をしております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

また、当社グループは、百貨店業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他 (器具備品)	リース資産		合計
川崎店 (川崎市川崎区)	百貨店業	店舗	2,293		(-)		366	2,659	9 [16]
横須賀店 (横須賀市大滝町)	百貨店業	店舗	1,021,142		1,060,366 (4)	2,480	427	2,084,416	36 [65]
藤沢店 (藤沢市藤沢)	百貨店業	店舗	1,313,036	0	3,500,000 (5)	562	1,343	4,814,943	52 [55]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間平均人員を外書で記載しております。

(2) 国内子会社

主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社は、2024年7月12日開催の取締役会において、固定資産を取得することについて決議し、2024年11月1日付で売買契約を締結いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
A種優先株式	1,500,000
計	12,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式12,000,000株、A種優先株式1,500,000株であり、合計では13,500,000株となりますが、発行可能株式総数は12,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月19日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,970,314	4,970,314	東京証券取引所 スタンダード市場	株主として権利内容に 制限のない標準となる 株式であり、単元株式 数は、100株でありま す。
A種優先株式 (当該優先株式は行 使価額修正条項付新 株予約権付社債券等 であります。)	1,483,036	1,483,036	非上場	単元株式数は、1株で あります。(注1～3)
計	6,453,350	6,453,350		

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) A種株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与される。A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する可能性がある。
- (2) A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、原則として、取得請求が行われたA種株式に係る払込金額の総額を、下記の基準額で除して算出される(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て。)

また、基準額は、原則として、下記のとおり、2015年3月1日以降、毎年1回の頻度で修正される。

当初基準額は、原則として、2014年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額である。但し、当社が、2014年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日(整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日)に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする。

2015年3月1日から2037年2月末日までの期間の毎年3月1日において、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額が、当初基準額を下回る場合には、基準額は当該金額に修正される。

- (3) 上記(2)の基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の70%に相当する額を下限とする。但し、一定の調整がある場合を除き、基準額は9円を下回らない。

- (4) A種株式には、当社が、2014年3月1日以降、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭(当該日における分配可能額を限度とする。)を対価としてA種株式を取得することができる取得条項が付されている。なお、2037年2月末日の翌日において、A種株式の総数に500円を乗じて得られる額を当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えにA種株式の全部を取得することができる取得条項も付されている。

上記(1)ないし(4)の詳細は、下記(注3)A種優先株式の内容5.、7.及び8.をご参照下さい。

(注2)行使価額修正条項付新株予約権付社債券に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種株式)に表示された権利行使に関する事項についての割当先との間の合意の有無
該当事項なし
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の合意の有無
該当事項なし
- (3) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限
該当事項なし

(注3)A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、A種株式について、2010年2月末日を含む事業年度から2012年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、2012年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(500円。但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、2013年3月1日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12か月物) + 1.00\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、2013年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(12か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円12か月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円12か月物TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12か月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。

(2) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会における決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種株主は、2014年3月1日から2037年2月末日までの期間(以下「株式対価取得請求期間」という。)中、下記(2)に定める条件で、当社がA種株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を本号に定める交付価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初交付価額は、2014年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(但し、当該金額が9.0円(以下「最大下限価額」という。)未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。なお、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、最大下限価額にも必要な調整が行われる。)とする。但し、当社が、2014年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日(整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日)に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。)を当初交付価額とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、株式対価取得請求期間中、毎年3月1日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)に、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(以下「修正後交付価額」という。)に修正される。但し、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する額(以下「上限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には上限交付価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限交付価額をもって修正後交付価額という。また、修正後交付価額は修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する額(但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。)(以下「下限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、下限交付価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限交付価額をもって修正後交付価額とする。なお、A種株主が株式対価取得請求を行った日において、当社が東京証券取引所において上場していない場合には、直前の修正基準日における修正後交付価額(但し、直前の修正基準日が存在しない場合には、当初交付価額)をもって交付価額とする。

八 交付価額の調整

(a) 当社は、A種株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額(上限交付価額及び下限交付価額を含む。)を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)()ないし()の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式について株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式について株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用する

- ものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)()の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記(b)()及び()の場合は0円、下記(b)()の場合は下記(b)()で定める対価の額とする。
- (b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- () 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 普通株式について株式の分割をする場合 調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - () 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価(下記()において定義される。以下同じ。))をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。))、又は上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。))調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 普通株式について株式の併合をする場合 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
 - () 上記()における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。))から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。
- () 当会社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。
 - () 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - () その他当会社が交付価額の調整を必要と認めるとき。
- (d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。
- (e) 交付価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容

A種株主は、当会社に対し、2035年3月1日以降いつでも、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、()当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに()本第6項又は第8項若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

7. 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、株式対価取得請求期間中に取得請求のなかったA種株式の全部を、株式対価取得請求期間の末日の翌日(以下、本条において「一斉取得日」という。)をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種株式の総数に500円を乗じて得られる額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、当該平均値が上限交付価額を上回る場合には、上限交付価額とし、下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額とする。)で除して得られる数の普通株式をA種株主に対して交付するものとする。A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当会社は、2014年3月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がA種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

9. 取得請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

10. 詳細の決定

上記に記載の条件の範囲内において、A種株式に関し必要なその他一切の事項は、代表取締役又は代表取締役の指名する者に一任する。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

12. 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社の普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、A種株式は下記13のとおり当社株主総会における議決権がないため、A種株式については単元株式数は1株とする。

13. 議決権の有無及びその理由

当社は、A種株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種株主は、上記3.記載のとおり、株主総会において議決権を有しない。これは、A種株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、行使されておりませんので該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年5月26日 (注)	1,835,000	6,453,350	250,477	2,195,768	250,477	1,219,946

(注) 2021年5月26日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式総数1,835,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ250,477千円増加しております。

なお、本第三者割当の内容は次のとおりであります。

有償第三者割当

発行価額 1株につき273円

資本組入額 1株につき136.5円

主な割当先 株式会社AFC - HDアムスライフサイエンス

(5) 【所有者別状況】

1. 普通株式

2024年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		2	13	97	11	7	2,688	2,818	
所有株式数 (単元)		2,118	1,907	24,876	241	29	20,347	49,518	18,514
所有株式数 の割合(%)		4.28	3.85	50.24	0.49	0.06	41.09	100.00	

(注) 自己株式16,230株は「個人その他」に162単元及び「単元未満株式の状況」に30株含めて記載しております。

なお、自己株式16,230株は、2024年8月31日現在の実質保有株式数であります。

2. A種優先株式

2024年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				1,483,036				1,483,036	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

(注) 2022年3月25日に、金融機関である株式会社横浜銀行が所有するA種優先株式の全部が、その他の法人である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスへ譲渡されました。

(6) 【大株主の状況】

1. 普通株式

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	静岡県静岡市駿河区豊田3丁目6-36	1,837	37.08
浅山 忠彦	静岡県静岡市駿河区	648	13.09
京浜急行電鉄株式会社	神奈川県横浜市西区高島1丁目2-8号	463	9.35
さいか屋取引先持株会	神奈川県横須賀市大滝町1丁目13	209	4.23
株式会社横浜銀行(常任代理人 株式会社日本カस्टディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1-1(東京都中央区晴海1丁目8番12号)	133	2.70
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	126	2.56
寺岡 聖剛	東京都渋谷区	110	2.23
山田 祥美	東京都中野区	79	1.60
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	78	1.58
株式会社デザインアートセンター	東京都中央区銀座4丁目11-4	37	0.76
計		3,724	75.18

2. A種優先株式

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	静岡県静岡市駿河区豊田3丁目6-36	1,483	100.00
計		1,483	100.00

(注) 2022年3月25日に株式会社横浜銀行が所有するA種優先株式の全部が株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスに譲渡されました。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有 議決権数 の割合(%)
株式会社AFC-HD アムスライフサイエンス	静岡県静岡市駿河区豊田3丁目6-36	18,370	37.22
浅山 忠彦	静岡県静岡市駿河区	6,486	13.14
京浜急行電鉄株式会社	神奈川県横浜市西区高島1丁目2-8号	4,634	9.39
さいか屋取引先持株会	神奈川県横須賀市大滝町1丁目13	2,095	4.24
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	1,337	2.71
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,266	2.57
寺岡 聖剛	東京都渋谷区	1,107	2.24
山田 祥美	東京都中野区	794	1.61
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	781	1.58
株式会社デザインアートセンター	東京都中央区銀座4丁目11-4	376	0.76
計		37,246	75.46

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,483,036		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,200		株主として権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,935,600	49,356	同上
単元未満株式	普通株式 18,514		同上
発行済株式総数	6,453,350		
総株主の議決権		49,356	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式30株が含まれております。

(注) 2 A種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、A種株式について、2010年2月末日を含む事業年度から2012年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、2012年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(500円。但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、2013年3月1日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12か月物) + 1.00\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、2013年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(12か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円12か月物TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12か月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

【自己株式等】

2024年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社さいか屋	神奈川県川崎市川崎区 日進町1番地	16,200		16,200	0.25
計		16,200		16,200	0.25

(注) 発行済株式総数は普通株式によるものです。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	166	64
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	16,230		16,230	

(注) 当期間における保有自己株式には、2024年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要政策のひとつとして位置づけており、将来の事業展開に備えた財務体質の強化を図るとともに、業績や経済情勢などを総合的に勘案し、従来から安定的な配当を目指していきたいと考えております。

また、当社は2022年5月24日開催の第90回定時株主総会において定款の一部変更が決議されたことにより、中間配当・期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会であります。

しかしながら、当事業年度の配当については、利益剰余金に欠損が生じており、内部留保の充実を図る必要があることから、誠に遺憾ではございますが期末配当を見送りとさせていただきます。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、透明性、公正性、効率性を高い次元で確保し、企業価値の最大化を図れるように企業統治を行うこととあります。すなわち、株主を始めとする利害関係者の皆様に対して、投資判断に有用な情報を積極的に提供すること等により、会社経営に参加しやすい環境を整えることが最も重要と考えております。

また、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、これにより経営の意思決定のスピードアップを図り、各部門の業務を円滑かつ迅速に遂行する体制を構築しております。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は2022年5月24日に開催の第90回定時株主総会において定款の一部変更が決議されたことにより、監査等委員会設置会社に移行しております。これにより監査等委員会を設置し、議決権を有する監査等委員である取締役により取締役会の監査機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図っております。会社の機関としては、株主総会、取締役会、監査等委員会を設置しております。

なお、当社の取締役会は、業務執行に関する意思決定機関として、有価証券報告書提出日現在、取締役（監査等委員であるものを除く）6名（全て社内取締役）、監査等委員である取締役3名（社内1名、社外2名）で構成されております。取締役会は、事業経営の方針に関する事項等、取締役規程に定める決議事項を審議、決議する機関であり、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。

また、監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成されており、うち1名が常勤であります。

(取締役会構成員の氏名等)

議長：取締役社長	山野井 輝 夫
構成員：取締役会長	浅 山 忠 彦
専務取締役執行役員	脇 田 篤 朗
常務取締役執行役員	中 野 宏 治
取締役執行役員	田 中 雄 大
取締役	浅 山 雄 彦
取締役（監査等委員）	稲 毛 悟
社外取締役（監査等委員）	木 村 絵 美
社外取締役（監査等委員）	嶋 田 麗 子

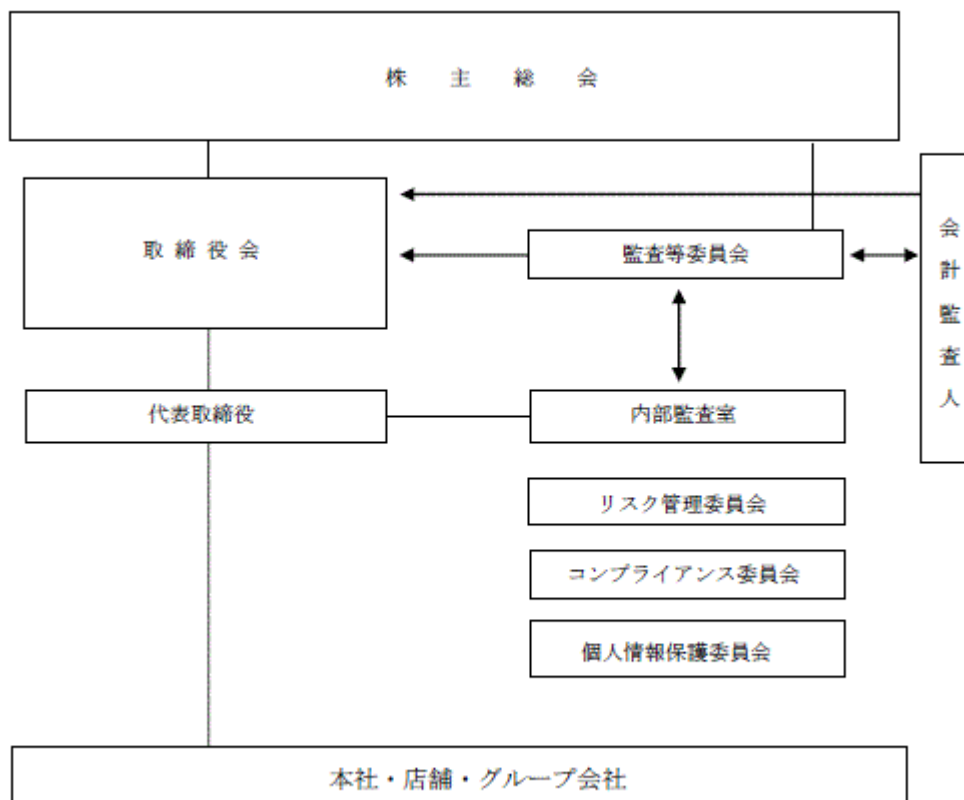
(監査等委員構成員の氏名等)

議長：取締役（監査等委員）	稲 毛 悟
構成員：社外取締役（監査等委員）	木 村 絵 美
社外取締役（監査等委員）	嶋 田 麗 子

これらのほか、企業理念と法令遵守に対応するため、管理本部担当取締役を委員長として「コンプライアンス委員会」を組織し、併せて「コンプライアンスに関する通報規程」を制定して公正かつ透明性の高い経営体制を目指しております。

更に、当社及び子会社からなる企業集団のリスク管理体制の強化のため、取締役社長を委員長とし、各部店長及び子会社取締役社長等を委員とする「リスク管理委員会」を組織し、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに、リスクへの対応を図っております。

当社のコーポレートガバナンス体制の概要は下図のとおりです。



ロ．その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は経営の効率化と透明性を確保し、企業理念と法令遵守に対応し、業務の適正を確保するための体制を、以下のとおり整備しております。

A．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a．取締役会は、事業経営の方針に関する事項等、取締役会規程に定める決議事項を審議・決議する機関であり、取締役会の中に社外取締役を選任することにより、取締役会の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持、向上を図っております。
- b．取締役会で、コンプライアンスの定義・必要性・体制、遵守すべき項目等について記載した「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底を行っております。
- c．管理本部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議を行うとともに、コンプライアンスに関する重要事項について、協議を行っております。
- d．コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等が、コンプライアンス担当部署へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス担当部署は、速やかに改善指導を行うとともに是正・改善措置を講じております。
- e．内部監査部署は執行部門から独立した代表取締役直属組織とし、コンプライアンス体制等の有効性及び適切性について監査を行っております。

B．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理するとともに、取締役、監査等委員等が必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態で保管管理しております。

- C. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 取締役会で「リスク管理規程」を制定し、リスクの種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めており、会社のリスクを識別・分析し必要な対応策を実行することにより事前防止を図るとともに、リスク発生時における体制や再発防止策の策定等について定めております。
 - b. 取締役会では、「リスク管理委員会」を通じて、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行っております。
 - c. 内部監査部署は、リスク管理体制等の有効性及び適切性について監査を行っております。
- D. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を制定しております。
 - b. 取締役会において業績ほか、主要事項の進捗管理を行っております。
- E. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社の子会社の取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社は子会社管理規程を制定し、当該規程に基づき子会社における業務の適正を確保いたしております。
 - ・ 子会社はすべて取締役会設置会社となっており、当社は子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視する体制となっており、子会社の業務の状況等は当社の役職員が出席する子会社取締役会の中で報告されております。
 - b. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 取締役会で制定した「リスク管理規程」を当社及び子会社共通の規程として定めております。
 - ・ 当社の取締役会では、「リスク管理委員会」を通じて子会社のリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行っております。
 - ・ 内部監査部署は、子会社のリスク管理体制等の有効性及び適切性について監査を行っております。
 - c. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 子会社は、取締役等の職務の執行を効率的に行うための必要な規程類を整備しております。
 - ・ 子会社取締役会の中では、規程類に基づき子会社の業績ほか、主要事項の進捗管理等について報告することとしております。
 - d. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 子会社全役職員に対し当社及び子会社共通の「コンプライアンスマニュアル」を配布し法令遵守の徹底を行っております。
 - ・ 当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により、その目的及び窓口、通報方法が子会社全役職員に周知されております。
- F. 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社及び子会社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定しております。
- G. 当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を配置します。
- H. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- 当該使用人の人事異動、懲戒等に関しては監査等委員の事前の同意を得ることとします。また取締役の指揮命令下に属さないものとし独立性を確保します。
- I. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社の監査等委員が必要とした場合の使用人は専任の従業員とし、監査等委員の職務を補助しうる人材を配置します。

J. 当社の監査等委員への報告に関する体制

a. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制

当社の取締役及び使用人は、法律の定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、コンプライアンス担当部署を通じ当社の監査等委員へ速やかに報告する体制としております。

b. 当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制

当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、当社のコンプライアンス担当部署を通じ当社の監査等委員へ速やかに報告する体制としております。

K. 当社の監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の全役職員については、「コンプライアンスに関する通報規程」等により当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことと定めております。

L. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の請求に基づき、会社法399条の2第4項の定めにしたがい、必要な費用を支払うこととしております。

M. その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査等委員会または監査等委員は、代表取締役等と定期的に会合をもち、取締役の経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、監査法人とも同様に積極的な意見交換を行うとともに、内部監査部署とも連携を図ることとしております。

b. 監査等委員は、その他の取締役及び使用人とも必要に応じて会合を持つなど、監査環境の整備を行っております。

・内部統制システムの運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 取締役の職務の執行について

原則として月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行うほか、代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される定例ミーティングを週1回開催し、経営体制や事業構造の改革等のテーマについて審議し取締役会の意思決定を補完しております。

B. リスク管理体制について

リスク管理委員会を隔月1回開催し、グループ全体のリスクの発生状況について報告を行うとともに、その対策について検討を行い、必要に応じた対応を実施いたしております。

C. コンプライアンス体制について

法令及び定款を遵守するため、コンプライアンス委員会を隔月1回開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議を行っております。

また、当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により内部通報の窓口を設置し、その目的及び窓口、通報方法を社内に掲示し、相談・通報を受け付けております。また「コンプライアンスマニュアル」を定期的に改訂し、子会社を含めた全役職員に配付し、法令遵守の徹底を行っております。

D. 内部監査の実施状況について

内部監査室が、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社及び子会社において定期監査及び臨時監査を適時実施し、代表取締役に報告を行っております。

E. 監査等委員の職務の執行について

監査等委員の監査体制につきましては、月1回監査等委員会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤監査等委員は重要な会議に出席し、監査等委員会等を通じて他の監査等委員との情報共有を行っております。

監査等委員は内部監査部門と監査計画策定、内部監査結果、その他問題点に関する情報交換・意見交換を随時行うとともに、実地調査を行っております。

八. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を合計13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
取締役会長	浅山 忠彦	全13回中13回
取締役社長	山野井 輝夫	全13回中12回
専務取締役執行役員	脇田 篤朗	全13回中7回
常務取締役執行役員	中野 宏治	全13回中11回
取締役執行役員	田中 雄大	全13回中6回
取締役	浅山 雄彦	全13回中13回
取締役（監査等委員）	稲毛 悟	全13回中13回
社外取締役（監査等委員）	木村 絵美	全13回中13回
社外取締役（監査等委員）	嶋田 麗子	全13回中11回

（注）取締役の出席状況は、各取締役の就任期間中における出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、法令等に定められた内容等のほか、事業経営の方針に関する事項等、取締役規程に定める決議事項を審議、決議しております。また、その他に当社の課題の進捗状況およびリスク関連等の報告、協議しております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である社外取締役が責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ホ. 役員等賠償責任保険契約について

当社はこれまで、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しておりましたが、2022年4月をもって当該契約は終了しており、今後についても当面の間、契約を締結しない予定であります。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く）は10名以内、監査等委員である取締役は3名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、累積投票による取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

種類株式の発行

当社は、種類株式発行会社であって、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、普通株式の単元株式数は100株としておりますが、A種優先株式は株主総会において議決権を有しないため、単元株式数は1株といたしております。また、普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。A種優先株主は、株主総会において議決権を有しておりません。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。なお、その他A種優先株式の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」の記載を参照下さい。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	浅山 忠彦	1942年4月29日生	1969年6月 1980年12月 1993年8月 2002年8月 2003年9月 2016年11月 2022年5月	(注) 2	普通株式 648,600
代表取締役社長	山野井 輝夫	1954年8月27日生	1979年4月 2011年9月 2011年9月 2011年10月 2016年6月 2017年4月 2017年5月 2017年8月 2018年7月 2021年5月 2022年1月 2022年5月	(注) 2	普通株式 6,200
専務取締役執行役員 営業本部長	脇田 篤朗	1960年7月9日生	1983年4月 2009年5月 2010年3月 2012年4月 2014年3月 2016年5月 2017年12月 2018年6月 2019年3月 2021年5月 2022年4月 2022年5月 2023年11月	(注) 2	普通株式 2,700
常務取締役執行役員 管理本部長	中野 宏治	1968年6月18日生	1991年4月 2014年4月 2017年5月 2019年8月 2020年5月 2021年2月 2021年5月 2022年4月 2023年1月 2023年11月	(注) 2	普通株式 2,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役執行役員 営業副本部長兼藤沢店長	田中雄大	1965年9月15日生	1989年4月 当社入社 2012年9月 同藤沢店長代理 2013年6月 同町田ジョルナ店長 2014年3月 同藤沢店長 2016年5月 同執行役員藤沢店長 2017年4月 同執行役員川崎店長 2018年6月 同執行役員藤沢店長 2021年5月 同取締役執行役員 営業本部藤沢店長 2022年4月 同取締役執行役員 営業副本部長兼藤沢店長(現任)	(注)2	普通株式 2,200
取締役	浅山雄彦	1968年12月7日生	1999年8月 株式会社ディーパプレゼンテーション入社 2001年4月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス入社 2001年7月 同取締役営業企画部長 2002年3月 同専務取締役営業本部長 2003年9月 同代表取締役社長 2005年11月 株式会社けんこうTV代表取締役社長 2006年11月 株式会社日本予防医学研究所代表取締役社長 2009年6月 株式会社エーエフシー代表取締役社長 2016年3月 本草製薬株式会社代表取締役社長 2019年5月 杭州永遠愛生物科技有限公司董事長 2021年5月 当社取締役(現任) 2021年11月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス代表取締役会長(現任)	(注)2	3,700
取締役 監査等委員	稲毛悟	1956年3月1日生	1974年4月 当社入社 2010年3月 同経理部グループ長 2014年4月 同経理部長代理 2015年5月 同補欠監査役 2016年5月 同常勤監査役 2022年5月 同取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	普通株式 5,400
取締役 監査等委員 (注)1	木村絵美	1981年8月26日生	2010年8月 弁護士登録(現任) 2010年8月 追手町法律事務所入所 2016年8月 株式会社レント取締役 2022年8月 同取締役監査等委員(現任) 2022年11月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年4月 弁護士法人たちばな法律事務所(現任)	(注)3	
取締役 監査等委員 (注)1	嶋田麗子	1977年11月19日生	2015年12月 弁護士登録(現任) 2017年3月 追手町法律事務所入所(現任) 2022年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
計					普通株式 671,700

- (注) 1 取締役木村絵美、嶋田麗子の両氏は「社外取締役」であります。
- 2 取締役の任期は、2024年11月18日開催の定時株主総会の終結の時から2025年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 取締役(監査等委員)の任期は、2023年11月30日開催の定時株主総会の終結の時から2025年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役浅山雄彦氏は、代表取締役会長浅山忠彦氏の長男であります。

社外取締役

当社の社外取締役は2名であります。

取締役木村絵美氏は、弁護士の資格を有し、現在弁護士法人たちばな法律事務所の弁護士であります。同氏は弁護士としての専門知識と経験を有しております。なお、当社と同法律事務所の間には特別な関係はございません。また、同氏は株式会社レントの取締役監査等委員を兼務しております。なお、当社と両社の間には特別な関係はございません。

取締役嶋田麗子氏は、弁護士の資格を有し、追手町法律事務所の弁護士であります。同氏は企業法務に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社と同法律事務所の間には特別な関係はございません。

当社は、社外取締役を選任するための方針並びに独立性に関する基準を定めており、選任にあたっては、これに準拠しております。この基準並びに考え方を踏まえて、取締役木村絵美氏及び取締役嶋田麗子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、当社の社外取締役の独立性基準は、当社の社外取締役が、以下のいずれかに該当するものであってはならないものとしております。

イ. 当社グループを主要な取引先とする者

ロ. 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者

ハ. 当社グループの主要な取引先である者

ニ. 当社グループの主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者

ホ. 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等

ヘ. 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。

ト. 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

チ. 当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

リ. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者

ヌ. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事 その他の業務執行者である者

ル. 当社グループの業務執行取締役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者

ヲ. 上記イ～ルに過去3年間において該当していた者

ワ. 上記イ～ルに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

カ. 当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族

- (注) 1 イ及びロにおいて、「当社の主要な取引先とする者(又は会社)」とは、「直近事業年度におけるその者(又は会社)の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者(又は会社)」をいう。
- 2 ハ及びニにおいて、「当社の主要な取引先である者(又は会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行なっている者(又は会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者(又は会社)」をいう。
- 3 ホ、チ、リ及びヌにおいて、「一定額」とは「年間1,000万円」であることをいう。

(3) 【監査の状況】

監査の状況

1) 監査等委員監査の組織、人員及び手続

当社における監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（社内取締役1名、社外取締役2名）で構成されております。

役職名	氏名	経歴及び知見等	在任年数
監査等委員である取締役 （監査等委員会議長）	稲毛 悟	当社経理部門での実務経験が豊富であり、専門的見識を有しております。	2年
監査等委員である 社外取締役（独立役員）	木村 絵美	弁護士としての専門知識と豊富な経験による見識を有しております。	2年
監査等委員である 社外監査役（独立役員）	嶋田 麗子	弁護士として企業法務に関する豊富な知識・経験による見識を有しております。	2年

監査等委員会は、監査等委員会で定めた「監査等委員会監査基準」に準拠し、監査方針及び職務分担を期初に策定し、監査方針に基づき各監査等委員は、取締役の職務執行を監査することを基本としております。その職務執行が法令及び定款・社内規則等に照らし適法・適切にかつ忠実に実行されているかの客観的な監視と、「内部統制システムの整備・運用」の状況の監査を通じて会計監査人及び内部監査部門との連携を密にすることで、予防監査を主眼においた監査活動を行うことを監査方針及び監査計画に定めております。

2) 監査等委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査等委員会を合計13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席状況
稲毛 悟	全13回中13回
木村 絵美	全13回中13回
嶋田 麗子	全13回中12回

（注）各監査等委員の出席状況は、各監査等委員の就任期間中における出席状況を記載しております。

監査等委員会では、年間の監査方針及び職務の分担を定め、各監査等委員から監査の実施状況及びその結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、監査等委員会として必要な審議を行っております。

事業年度を通じた主な決議、報告内容は次の通りです。

主な決議事項：監査方針及び監査計画並びに職務の分担、会計監査人の選解任、会計監査人の監査報酬の同意、監査報告書等

主な報告事項：会計監査人による監査報告、常勤監査等委員による期中監査報告、重要な稟議決裁の内容、実地商品棚卸結果、重要な内部通報、店舗往査等

監査等委員会設置会社の活動として、当事業年度において、特に留意する重要監査項目として、「内部統制システムの構築と運用に関するモニタリング」について取り組みました。

3) 監査等委員の活動状況

a. 各監査等委員の活動状況

- ・取締役会に出席し、議事運営及び決議・報告内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。
- ・主要な事業部門である横須賀店を往査し、直接現場の実態把握を行い、必要に応じ取締役等に反映しております。
- ・監査等委員会において、会計監査人との面談を4回行い、監査計画や監査状況の説明を受けるとともに、財務報告に関する重要事項等についての意見交換を行っております。

b. 常勤監査等委員の活動状況

- ・取締役会を始め社内的重要な会議等に出席し、必要に応じて意見表明を行っております。又、重要な決裁文書や議事録の閲覧による監査を行っております。
- ・四半期ごとに監査状況をまとめた「期中監査報告」を監査等委員会において各監査等委員に報告し、監査に必要な情報共有と意見交換を行っております。
- ・執行取締役が対象の定例ミーティングや取締役社長との面談を通して、取締役の執行状況や業務運営上の質問や意見交換を行っております。
- ・内部監査部門と協力して業務の現場の実態把握や、不祥事事案の是正等の提言等を行っております。
- ・会計監査人と、実地商品棚卸や店舗の現金実査の立ち合いを行い、売上計上基準など監査に関する意見・情報交換を随時行っております。
- ・主なグループ会社の監査役を兼務しており、子会社取締役の職務執行状況も直接に監査しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、業務部門から独立した代表取締役直属として内部監査室を設置しており、専任スタッフ1名で構成されております。

内部監査室は、常勤監査等委員および会計監査人と連携し、内部監査の有効性を高めることに努めています。

内部監査の実効性を確保するための取組として、取締役及び取締役会並びに監査等委員及び監査等委員会に直接報告し意見交換する他、指摘事項の改善を確実なものとするために、経理部、総務部をはじめとする内部統制部門と連携しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アヴァンティア

b. 継続監査期間

2022年2月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 橋本 剛

指定社員 業務執行社員 戸城 秀樹（2024年8月期第2四半期まで）

指定社員 業務執行社員 吉田 武史（2024年8月期第3四半期から）

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士 7名、その他 4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定については、監査法人の品質管理体制、独立性、監査の実施体制等に問題のないこと、監査報酬等を総合的に考慮して判断しております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて監査法人に対して評価を行っております。

なお、当社の会計監査人である監査法人アヴァンティアにつきましては、独立性・専門性ともに問題ないと認識しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次の通り異動しております

第93期 監査法人アヴァンティア

第94期 あおい監査法人

なお、臨時報告書（2024年10月11日提出）に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 あおい監査法人

退任する監査公認会計士等の名称 監査法人アヴァンティア

(2) 異動年月日

2024年10月11日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2021年5月24日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である監査法人アヴァンティアは、2024年11月18日開催予定の第93回定時株主総会主終結の時をもって任期満了となりました。監査等委員会は、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、監査報酬並びに包括的な監査による品質管理体制や合理性等について、他の会計監査人と比較検討してまいりました。その結果、会計監査人としての独立性、専門性、品質管理体制を備えていること等を総合的に勘案し、あおい監査法人を新たな会計監査人として適任と判断いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

(単位：千円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	26,000		26,800	
連結子会社				
計	26,000		26,800	

(注) 当連結会計年度は、上記以外に前連結会計年度の監査に係る追加報酬700千円が発生しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の額は、監査品質の水準維持をすることを確認し、監査日数等を勘案した上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(取締役報酬)

イ．決定方針の決定の方法

当社は、2023年11月8日開催の取締役会決議によって、決定方針を定めております。

ロ．決定方針の内容の概要

取締役の個人別月額報酬は、世間水準および会社業績(利益水準、自己資本比率、株式時価総額など)や、従業員給与とのバランスを考慮して、次の方法により決定しております。

(1) 取締役の個人別月額報酬は、株主総会で決定した報酬総額の限度内において代表取締役に一任する。

(2) 執行役員(取締役を除く)の個人別月額報酬は、代表取締役に一任する。

(3) 取締役および執行役員の個人別月額報酬は、毎年見直すものとし、毎年9月に見直すものとする。

ハ．取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役が判断した理由

取締役(監査等委員含む)及び執行役員の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役が業績、役位、任期、貢献度等を勘案し原案を策定しており、方針との整合性は確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり相当であると判断しております。

(監査等委員報酬)

監査等委員の個人別月額報酬は、株主総会で承認された監査等委員報酬の限度内において、監査等委員会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	21,443	21,443				6
監査等委員 (社外取締役を除く)	5,267	5,267				1
社外役員	1,200	1,200				2

(注) 1．当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

2．取締役(監査等委員を除く)報酬及び監査等委員報酬の限度額は、2022年5月24日開催の定時株主総会において取締役(監査等委員を除く)15,000千円(月額)、監査等委員1,500千円(月額)以内と決議いただいております。(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない)当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外監査等委員2名)です。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式の政策保有に関する方針については、当社の企業価値向上に向けて関係強化が必要な企業の株式及び弊社事業エリアでの地域貢献につながる事業体の株式に限定して保有することを基本方針としております。保有方針に適合しなくなったと判断した場合、当該株式の保有は順次縮減する方針としております。また、当該保有については、リターンとリスクなどを踏まえた株価、配当、取引関係等の中長期的な経済合理性の観点から、取締役会にて毎年保有の要否について検討を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	8	17,277
非上場株式以外の株式	2	197,256

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式		

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び株式数が 増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
京浜急行電鉄(株)	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	事業上の関係強化。	有
	170,000	170,000		
(株) コンコルディア・フィナンシャルグループ (注) 2	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	金融機関との安定的な取引維持。	無
	196,435	228,395		
	1,000	1,000		
	821	646		

(注) 1 定量的な保有効果については記載が困難であります。当保有の政策保有株式について、長期的視点での事業戦略および財務戦略に係る定性的な観点、及び配当収益その他の経済合理性等の定量的な観点を総合的に勘案し、取締役会において保有の合理性を検証しております。

2 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社の子会社が当社の株式を保有しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年9月1日から2024年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年9月1日から2024年8月31日まで)の財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応ができる体制を整備するため、外部セミナーへの参加、各種会計関連出版物の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,784,800	1,649,669
売掛金	430,637	285,516
商品	367,634	279,897
貯蔵品	39,281	59,880
その他	320,223	315,207
流動資産合計	2,942,576	2,590,170
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	³ 2,471,841	³ 2,340,615
土地	³ 4,563,475	³ 4,563,475
リース資産（純額）	7,225	3,757
その他（純額）	25,636	78,714
有形固定資産合計	¹ 7,068,178	¹ 6,986,562
無形固定資産		
ソフトウェア	14,393	39,574
無形固定資産合計	14,393	39,574
投資その他の資産		
投資有価証券	² 252,895	² 221,110
長期貸付金	3,000	15,000
敷金及び保証金	1,403,547	1,392,563
破産更生債権等	12,286	12,286
長期前払費用	406,310	499,805
その他	62,175	62,175
貸倒引当金	12,270	12,270
投資その他の資産合計	2,127,945	2,190,671
固定資産合計	9,210,517	9,216,807
資産合計	12,153,094	11,806,978

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	938,116	637,577
1年内返済予定の長期借入金	-	1,464
未払法人税等	20,247	17,855
賞与引当金	11,497	13,987
契約負債	875,564	799,970
その他	330,072	277,992
流動負債合計	2,175,498	1,748,848
固定負債		
長期借入金	8,655,000	8,653,536
退職給付に係る負債	264,771	235,010
資産除去債務	168,691	171,652
リース債務	4,106	317
その他	308,687	380,423
固定負債合計	9,401,257	9,440,940
負債合計	11,576,756	11,189,788
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,195,768	2,195,768
資本剰余金	1,887,556	1,887,556
利益剰余金	3,437,039	3,364,338
自己株式	43,284	43,348
株主資本合計	603,000	675,638
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	26,662	58,447
その他の包括利益累計額合計	26,662	58,447
純資産合計	576,338	617,190
負債純資産合計	12,153,094	11,806,978

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月 31日)
売上高	1 5,204,675	1 4,950,143
売上原価	2,082,740	2,392,049
売上総利益	3,121,935	2,558,093
販売費及び一般管理費		
販売費	173,967	138,640
広告宣伝費	267,005	151,370
給料及び手当	796,115	691,191
賞与	11,655	26,037
賞与引当金繰入額	1,915	2,490
退職給付費用	25,953	23,938
その他の人件費	143,122	131,060
地代家賃	499,471	400,460
委託作業費	256,663	219,198
減価償却費	299,141	267,182
その他	506,603	395,978
販売費及び一般管理費合計	2,977,785	2,447,549
営業利益	144,149	110,544
営業外収益		
受取利息	85	184
受取配当金	2,795	3,415
受取手数料	1,143	1,056
ポイント調整費	6,670	4,000
固定資産受贈益		12,040
投資有価証券売却益	2,468	
その他	1,964	4,425
営業外収益合計	15,128	25,121
営業外費用		
支払利息	26,597	34,271
その他	340	971
営業外費用合計	26,938	35,243
経常利益	132,340	100,422
特別損失		
固定資産除却損	2 127	2 1,679
事業構造改善費用	116,667	20,281
特別損失合計	116,795	21,961
税金等調整前当期純利益	15,544	78,461
法人税、住民税及び事業税	5,801	5,760
法人税等合計	5,801	5,760
当期純利益	9,743	72,701
親会社株主に帰属する当期純利益	9,743	72,701

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月 31日)
当期純利益	9,743	72,701
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15,010	31,785
その他の包括利益合計	15,010	31,785
包括利益	5,266	40,916
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,266	40,916
非支配株主に係る包括利益		

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,195,768	1,887,556	3,446,783	43,251	593,289	11,651	11,651	581,637
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益			9,743		9,743			9,743
自己株式の取得				32	32			32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						15,010	15,010	15,010
当期変動額合計			9,743	32	9,711	15,010	15,010	5,299
当期末残高	2,195,768	1,887,556	3,437,039	43,284	603,000	26,662	26,662	576,338

当連結会計年度(自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,195,768	1,887,556	3,437,039	43,284	603,000	26,662	26,662	576,338
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益			72,701		72,701			72,701
自己株式の取得				64	64			64
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						31,785	31,785	31,785
当期変動額合計			72,701	64	72,637	31,785	31,785	40,851
当期末残高	2,195,768	1,887,556	3,364,338	43,348	675,638	58,447	58,447	617,190

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	15,544	78,461
減価償却費	336,258	332,928
貸倒引当金の増減額（ は減少）	190	
賞与引当金の増減額（ は減少）	1,915	2,490
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	33,797	29,761
受取利息及び受取配当金	2,881	3,600
支払利息	26,597	34,271
事業構造改善費用	116,667	20,281
固定資産除却損	127	1,679
売上債権の増減額（ は増加）	17,963	145,120
棚卸資産の増減額（ は増加）	97,341	67,138
仕入債務の増減額（ は減少）	128,444	300,538
未払消費税等の増減額（ は減少）	9,152	38,904
未払費用の増減額（ は減少）	27,767	18,303
預り敷金及び保証金の増減額（ は減少）	247,467	71,736
契約負債の増減額（ は減少）	76,639	75,593
その他	92,455	5,364
小計	467,101	292,770
利息及び配当金の受取額	2,881	3,600
利息の支払額	26,498	30,967
事業構造改善支出	72,748	
法人税等の支払額	3,626	5,688
営業活動によるキャッシュ・フロー	367,108	259,715
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	5,048	
有形固定資産の取得による支出	65,989	273,474
無形固定資産の取得による支出	5,230	35,119
貸付けによる支出	12,000	
貸付金の回収による収入	352	137
差入保証金の差入による支出	19,105	20,833
差入保証金の回収による収入	55,161	31,817
長期前払費用の取得による支出	93,497	93,494
投資活動によるキャッシュ・フロー	135,260	390,967
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	3,840	3,814
その他	32	64
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,873	3,879
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	227,974	135,130
現金及び現金同等物の期首残高	1,556,825	1,784,800
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,784,800	1 1,649,669

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社は、アルファトレンド株式会社、株式会社さいか屋友の会であります。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社は株式会社サンパール藤沢であります。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

適用外の非連結子会社は、株式会社サンパール藤沢であります。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は8月31日であり、連結決算日と同一であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法)により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(ロ)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

主として最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

償却方法

定額法によっております。

耐用年数及び残存価額

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(口)賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため引当てたもので、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

(イ)商品の販売に係る収益認識

百貨店事業において多種多様な商品の販売を行っており、顧客に対し商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客に商品を引き渡すことで充足されると判断し、当該商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロ)自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、さいか屋カード及びさいか屋現金専用ポイントカードに付与したポイントを履行義務として契約負債を識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(ハ)商品券に係る収益認識

当社で発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(ニ)テナントに係る収益認識

百貨店事業において、当社が保有する店舗の売場スペース及び設備等を出店テナントに対し継続的に提供する取引であります。顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか追わない短期的な投資からなっております。

(7)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

当社及び連結子会社はグループ通算制度を適用しております。これに伴い法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	7,068,178	6,986,562
無形固定資産	14,393	39,574
投資その他の資産 (長期前払費用)	406,310	499,805
減損損失		

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ) 算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の計画を基礎に、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、外部評価機関による不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

(ロ) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出用いた主要な仮定は、主に当社の実績に基づく売上高・売上総利益の予想であります。

正味売却価額は、外部の専門家である不動産鑑定士の評価に基づいており、不動産鑑定評価の算定における主要な仮定は、土地の市場価格及び建物の再調達原価、経済的耐用年数、収益価格等であります。

(ハ) 翌年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、消費者行動の変化など仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公開後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はございません。

(連結貸借対照表関係)

1 (前連結会計年度)

有形固定資産の減価償却累計額は12,280,573千円であります。

(当連結会計年度)

有形固定資産の減価償却累計額は12,003,816千円であります。

2 (前連結会計年度)

非連結子会社の株式5,077千円が含まれております。

(当連結会計年度)

非連結子会社の株式5,077千円が含まれております。

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
建物及び構築物	2,190,793	2,141,269
土地	4,560,366	4,560,366
計	6,751,159	6,701,635

(注) 担保に係る資産は、下記 保証債務に記載している親会社の金融機関よりの借入金に対する担保提供になります。

保証債務

当社の親会社である株式会社AFC - HDアムスライフサイエンスの銀行借入金8,000,000千円について、連帯保証人となっております。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
建物及び構築物	127	1,679

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	15,010	31,785
組替調整額		
税効果調整前	15,010	31,785
税効果額		
その他有価証券評価差額金	15,010	31,785
その他の包括利益合計	15,010	31,785

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,970,314			4,970,314
A種優先株式	1,483,036			1,483,036
合計	6,453,350			6,453,350
自己株式				
普通株式 (注)	15,969	95		16,064
合計	15,969	95		16,064

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加95株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,970,314			4,970,314
A種優先株式	1,483,036			1,483,036
合計	6,453,350			6,453,350
自己株式				
普通株式 (注)	16,064	166		16,230
合計	16,064	166		16,230

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加 166株であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との金額の関係

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	1,784,800	1,649,669
現金及び現金同等物	1,784,800	1,649,669

2 重要な非資金取引の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません

(当連結会計年度)

該当事項はありません

(リース取引関係)

1 . ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

パソコン等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 . 会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 . オペレーティング・リース取引(貸主側)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については銀行預金に限定し、また、資金調達については銀行より借入及び社債、親会社からの借入等により調達する方針です。

デリバティブは、将来の相場変動リスクヘッジとして導入することとしており、投機目的のための取引や短期的売買差益の獲得を目的とする取引の利用は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式等は、主に当社グループと資本関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、取引先に対し長期貸付を行っております。

敷金・差入保証金は、主に店舗の賃貸契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債権である売掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の入金期日であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年8月31日)

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	229,041	229,041	
(2) 長期貸付金	3,000	2,990	9
(3) 敷金及び保証金	1,403,547	1,302,176	104,211
資産計	1,635,588	1,534,207	104,220
(1) 長期借入金	8,655,000	8,655,015	15
負債計	8,655,000	8,655,015	15

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「支払手形」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は23,854千円であります。

当連結会計年度(2024年8月31日)

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	197,256	197,256	
(2) 長期貸付金	15,000	14,961	38
(3) 敷金及び保証金	1,392,563	1,263,910	128,653
資産計	1,604,819	1,476,128	128,691
(1) 長期借入金	8,653,536	8,652,940	595
負債計	8,653,536	8,652,940	595

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は23,854千円であります。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2023年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,784,800			
売掛金	430,637			
長期貸付金		3,000		
敷金及び保証金			252,381	1,151,165
合計	2,215,437	3,000	252,381	1,151,165

当連結会計年度(2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,649,669			
売掛金	285,516			
長期貸付金		15,000		
敷金及び保証金		362,766		1,029,796
合計	1,935,185	377,766		1,029,796

(注2) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金		8,644,668	10,332	
リース債務	3,814	4,106		
合計	3,814	8,648,774	10,332	

当連結会計年度(2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	1,464	8,648,616	4,920	
リース債務	3,814	317		
合計	5,278	8,648,933	4,920	

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	229,041			229,041
資産計	229,041	-		229,041

当連結会計年度（2024年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	197,256			197,256
資産計	197,256			197,256

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2023年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金		2,990		2,990
敷金及び保証金		1,319,858		1,319,858
資産計		1,322,848		1,322,848
長期借入金		8,655,015		8,655,015
負債計		8,655,015		8,655,015

当連結会計年度(2024年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金		14,961		14,961
敷金及び保証金		1,263,910		1,263,910
資産計		1,278,872		1,278,872
長期借入金		8,652,940		8,652,940
負債計		8,652,940		8,652,940

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2023年8月31日)

(単位:千円)

種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	646	434	211
その他			
小計	646	434	211
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	228,395	255,269	26,874
その他			
小計	228,395	225,269	26,874
合計	229,041	225,703	26,662

当連結会計年度(2024年8月31日)

(単位:千円)

種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	821	434	386
その他			
小計	821	434	386
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	196,435	255,269	58,834
その他			
小計	196,435	255,269	58,834
合計	197,256	255,703	58,447

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	5,048	2,468	
合計	5,048	2,468	

当連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式			
合計			

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2023年 8月31日)	当連結会計年度 (2024年 8月31日)
(繰延税金資産)		
減損損失	1,251,274	1,195,209
税務上の繰越欠損金	1,819,669	1,786,329
契約負債	135,789	134,600
退職給付に係る負債	81,020	71,913
資産除去債務	51,619	52,525
その他	69,840	71,353
繰延税金資産小計	3,409,214	3,311,931
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	1,819,669	1,786,329
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	1,502,690	1,447,180
評価性引当額小計	3,322,360	3,233,510
繰延税金資産合計	86,854	78,421
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	75,779	68,643
資産除去債務(固定資産)	11,075	9,777
その他有価証券評価差額金		
繰延税金負債合計	86,854	78,421
繰延税金負債の純額		

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2023年 8月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	66,785	514,868	152,249	146,743		939,023	1,819,669
評価性引当額	66,785	514,868	152,249	146,743		939,023	1,819,669
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2024年 8月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	514,868	152,249	146,743		139,820	832,648	1,786,329
評価性引当額	514,868	152,249	146,743		139,820	832,648	1,786,329
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年8月31日)	当連結会計年度 (2024年8月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	37.3%	7.3%
評価性引当金の増減	28.7%	115.7%
繰越欠損金の期限切れ		85.1%
その他	1.0%	0.3%
税効果会計適用後の法人 税等の負担率	38.2%	7.0%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。これに伴い法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取り扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従っております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

建物の解体工事に伴い、法律により除去する事が義務付けられている物質、および資産の除去時点において必要とされる除去費用に関して、資産除去債務を計上しております。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の残存年数と見積り、割引率は国債の利回りより算出して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
期首残高	165,430	168,691
時の経過による調整額	3,261	2,960
見積りの変更による増加額		
資産除去債務履行による減少額		
期末残高	168,691	171,652

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

当社グループでは、神奈川県その他の地域において賃貸商業施設等を所有しております。なお、一部の賃貸商業施設等については当社が一部を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	3,109
		期中増減額	
		期末残高	3,109
	期末時価		3,680
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	101,635
		期中増減額	2,297
		期末残高	99,338
	期末時価		90,300

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づいております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	
賃貸等不動産	賃貸収益		
	賃貸費用		
	差額		
	その他(売却損益等)		
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	賃貸収益		8,611
	賃貸費用		2,889
	差額		5,721
	その他(売却損益等)		

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

当連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

当社グループでは、神奈川県その他の地域において賃貸商業施設等を所有しております。なお、一部の賃貸商業施設等については当社が一部を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	3,109
		期中増減額	
		期末残高	3,109
	期末時価		3,228
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	99,338
		期中増減額	1,366
		期末残高	97,971
	期末時価		94,900

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づいております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	
賃貸等不動産	賃貸収益		
	賃貸費用		
	差額		
	その他(売却損益等)		
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	賃貸収益		8,611
	賃貸費用		3,057
	差額		5,553
	その他(売却損益等)		

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

藤沢店	2,799,396千円
横須賀店	1,613,099千円
川崎店	607,333千円
その他	156,624千円
連結子会社	231,460千円
内部売上高の消去	226,477千円
合計	5,181,435千円

(注) 1. 連結損益計算書上の売上高に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は23,239千円であり、これは「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく不動産賃貸収入等であります。

2. 一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益の金額は4,664,158千円、一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益の金額は517,277千円であります。

当連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

藤沢店	2,582,429千円
横須賀店	1,490,879千円
川崎店	692,941千円
その他	156,093千円
連結子会社	37,917千円
内部売上高の消去	29,589千円
合計	4,930,671千円

(注) 1. 連結損益計算書上の売上高に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は19,471千円であり、これは「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく不動産賃貸収入等であります。

2. 一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益の金額は4,290,911千円、一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益の金額は639,760千円であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	952,203	875,564
契約負債(期末残高)	875,564	799,970

契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は219,819千円でありま

す。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は240,127千円でありま

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

27
80 当社グループは当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

前連結会計年度末において、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は804,658千円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は29,647千円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

当連結会計年度末において、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は722,788千円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は19,709千円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

当社グループは、百貨店業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

当社グループは、百貨店業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、百貨店業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、百貨店業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び同一の親会社をもつ会社

前連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)AFC-HD アムスライフサイエンス	静岡市駿河区	2,131,839	健康補助食品及び化粧品等の製造販売	(被所有) 直接 37.22	資金の借入先、債務の保証、債務の被保証、役員の兼任	資金の借入(注)1		長期借入金	8,000,000
							支払利息	24,680	未払費用	4,274
							債務の保証(注)2	8,000,000		
							債務の被保証(注)3	741,123		
							商品の販売	663	売掛金	
同一の親会社を持つ会社	(株)エーエフシー	静岡市駿河区	200,000	健康補助食品・化粧品及び自然食品等の販売	(被所有) 間接 13.14	資金の借入先、商品の仕入先、役員の兼任	資金の借入(注)1		長期借入金	625,000
							支払利息	1,916	未払費用	
							商品の販売 商品の仕入(注)4	981 75,703	売掛金 買掛金	43 8,556

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 同社の銀行借入金に対する債務保証であり、取引金額は2023年8月31日現在の債務保証残高であります。なお債務保証にあたり資産の担保提供を行い、またこれに伴う保証料は発生しておりません。
3. 当社が発行した全国百貨店共通商品券の保全措置に係る債務の保証を受けております。なお、取引金額は2023年8月31日現在の債務保証残高であり、これに伴う保証料は発生しておりません。
4. 商品の仕入については、同社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)AFC-HD アムスライフサイエンス	静岡市駿河区	2,131,839	健康補助食品及び化粧品等の製造販売	(被所有)直接 37.22	資金の借入先、債務の保証、債務の被保証、役員の兼任	資金の借入(注)1	-	長期借入金	8,000,000
							支払利息	31,693	未払費用	7,536
							債務の保証(注)2	8,000,000		
							債務の被保証(注)3	741,123		
同一の親会社を持つ会社	(株)エーエフシー	静岡市駿河区	200,000	健康補助食品・化粧品及び自然食品等の販売	(被所有)間接 13.14	資金の借入先、商品の仕入先役員の兼任	資金の借入(注)1		長期借入金	625,000
							支払利息	2,318	未払費用	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、市場金利を勘案して料率を合理的に決定しております。
2. 同社の銀行借入金に対する債務保証であり、取引金額は2024年8月31日現在の債務保証残高であります。なお債務保証にあたり資産の担保提供を行い、またこれに伴う保証料は発生しておりません。
3. 当社が発行した全国百貨店共通商品券の保全措置に係る債務の保証を受けております。なお、取引金額は2024年8月31日現在の債務保証残高であり、これに伴う保証料は発生しておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス(東京証券取引所スタンダード市場に上場)

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
1株当たり純資産額	33.34円	25.10円
1株当たり当期純利益	1.97円	14.67円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	1.51円	11.29円

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	9,743	72,701
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	9,743	72,701
期中平均株式数(千株)	4,954	4,954

(重要な後発事象)

(重要な設備投資)

当社は、2024年7月12日開催の取締役会において、株式会社サンエイトから固定資産を取得することについて決議し、2024年11月1日付で契約を締結いたしました。

1. 取得の理由

本物件は、JR藤沢駅にペDESTリアンデッキでつながる駅前立地で、当社運営による「さいか屋藤沢店」の8階において営業する「サンパール藤沢飲食店街・専門店街」の一部であり、当社が進める「お客様から地域で最も支持される地域密着型店舗戦略を推進するための、新規テナントの導入やフロア構成の見直し」に寄与すると判断したため取得いたしました。

2. 取得資産の内容

(1)所在地

神奈川県藤沢市(さいか屋藤沢店8階)

(2)資産内容

土地および建物

敷地面積 5,170.79m²(共有持分: 1億分の1,460,597)

床面積(合計) 952.09m²

(3)取得金額

340,000,000円

3. 今後の見通し

本物件の空き店舗区画へ当社の自社運営による飲食店を早期にオープン、また、他の空き店舗区画への新規店舗の導入準備を行ってまいります。今回の取得を契機に、「サンパール藤沢飲食店街・専門店街」の既往店舗、更にはさいか屋藤沢店にご出店いただいているすべてのお取引先様とともに、湘南地区にお住いの方や藤沢駅を利用される方の利便性の向上を進めてまいりたいと考えております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金		1,464		
1年以内に返済予定のリース債務	3,814	3,814		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	8,655,000	8,653,536		
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	4,106	317		2025年9月
その他有利子負債				
合計	8,662,921	8,659,132		

- (注) 1 「平均利率」は借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
3 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	8,005,904	630,904	5,904	5,904
リース債務	317			

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,222,533	2,641,882	3,873,710	4,950,143
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()(千円)	16,372	51,415	73,558	78,461
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	17,812	48,535	69,238	72,701
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	3.60	9.80	13.98	14.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	3.60	4.59	4.18	0.70

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,559,072	1,471,334
売掛金	430,637	285,516
商品	367,634	277,411
貯蔵品	38,746	59,346
前払費用	17,740	14,611
未収入金	183,602	186,637
その他	117,227	104,873
流動資産合計	2,714,662	2,399,731
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	14,585,379	14,219,250
減価償却累計額	12,113,538	11,878,635
建物及び構築物（純額）	2 2,471,841	2 2,340,615
車両運搬具	703	703
減価償却累計額	703	703
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	176,361	128,935
減価償却累計額	151,238	105,898
工具、器具及び備品（純額）	25,122	23,036
土地	2 4,563,475	2 4,563,475
建設仮勘定		55,182
リース資産	17,340	17,340
減価償却累計額	10,115	13,583
リース資産（純額）	7,225	3,757
有形固定資産合計	7,067,664	6,986,066
無形固定資産		
ソフトウェア	14,393	39,574
無形固定資産合計	14,393	39,574
投資その他の資産		
投資有価証券	246,318	214,533
関係会社株式	26,077	26,077
長期貸付金	3,000	15,000
敷金	159,700	159,775
差入保証金	1,198,054	1,193,083
破産更生債権等	12,286	12,286
長期前払費用	406,310	499,805
その他	62,175	62,175
貸倒引当金	12,270	12,270
投資その他の資産合計	2,101,653	2,170,467
固定資産合計	9,183,711	9,196,107
資産合計	11,898,373	11,595,839

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	936,438	638,744
未払金	1,757	2,035
未払法人税等	20,067	17,495
契約負債	817,184	692,347
未払費用	108,489	94,632
預り金	140,824	131,956
賞与引当金	11,001	13,987
その他	61,516	103,179
流動負債合計	2,097,279	1,694,378
固定負債		
長期借入金	1 8,625,000	1 8,625,000
リース債務	4,106	317
資産除去債務	168,691	171,652
退職給付引当金	243,583	235,010
長期預り敷金	273,061	344,269
長期預り保証金	35,625	36,153
固定負債合計	9,350,069	9,412,404
負債合計	11,447,349	11,106,782
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,195,768	2,195,768
資本剰余金		
資本準備金	1,219,946	1,219,946
その他資本剰余金	640,632	640,632
資本剰余金合計	1,860,578	1,860,578
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	171,865	155,681
繰越利益剰余金	3,707,241	3,621,175
利益剰余金合計	3,535,375	3,465,493
自己株式	43,284	43,348
株主資本合計	477,687	547,504
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26,662	58,447
評価・換算差額等合計	26,662	58,447
純資産合計	451,024	489,057
負債純資産合計	11,898,373	11,595,839

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月 31日)	当事業年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月 31日)
売上高		
商品売上高	4,379,206	4,089,588
テナント及び手数料収入	820,486	852,226
売上高合計	5,199,692	4,941,815
売上原価		
商品売上原価		
商品期首棚卸高	344,328	367,634
当期商品仕入高	1,891,201	1,983,294
商品期末棚卸高	367,634	277,411
商品売上原価	1,867,895	2,073,517
テナント収入原価	219,924	314,528
売上原価合計	2,087,819	2,388,045
売上総利益	3,111,872	2,553,768
販売費及び一般管理費		
包装・配送費	47,417	40,893
販売手数料	128,075	97,244
広告宣伝費	265,471	150,809
役員報酬及び従業員給料手当	793,315	692,410
従業員賞与	11,655	26,037
賞与引当金繰入額	1,850	2,986
退職給付費用	25,757	22,903
福利厚生費	142,716	131,367
修繕費	17,378	16,425
水道光熱費	248,846	157,689
租税公課	114,584	96,193
地代家賃	499,339	400,407
減価償却費	299,121	267,164
委託作業費	256,138	218,807
その他	124,730	124,578
販売費及び一般管理費合計	2,972,697	2,445,918
営業利益	139,175	107,849
営業外収益		
受取利息	85	184
受取配当金	2,707	3,327
固定資産受贈益		12,040
投資有価証券売却益	2,468	
ポイント調整費	6,670	4,000
雑収入	2,410	4,744
営業外収益合計	14,341	24,296
営業外費用		
支払利息	1 26,597	1 34,011
雑損失	239	891
営業外費用合計	26,837	34,902
経常利益	126,679	97,243

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月 31日)	当事業年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月 31日)
特別損失		
固定資産除却損	2 127	2 1,679
事業構造改善費用	116,667	20,281
特別損失合計	116,795	21,960
税引前当期純利益	9,883	75,282
法人税、住民税及び事業税	5,400	5,400
法人税等合計	5,400	5,400
当期純利益	4,483	69,882

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	188,049	3,727,908	3,539,859
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					16,183	16,183	
当期純利益						4,483	4,483
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計					16,183	20,667	4,483
当期末残高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	171,865	3,707,241	3,535,375

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	43,251	473,235	11,651	11,651	461,584
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益		4,483			4,483
自己株式の取得	32	32			32
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			15,010	15,010	15,010
当期変動額合計	32	4,451	15,010	15,010	10,559
当期末残高	43,284	477,687	26,662	26,662	451,024

当事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	171,865	3,707,241	3,535,375
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					16,183	16,183	
当期純利益						69,882	69,882
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計					16,183	86,066	69,882
当期末残高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	155,681	3,621,175	3,465,493

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	43,284	477,687	26,662	26,662	451,024
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益		69,882			69,882
自己株式の取得	64	64			64
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			31,785	31,785	31,785
当期変動額合計	64	69,817	31,785	31,785	38,032
当期末残高	43,348	547,504	58,447	58,447	489,057

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

償却方法

定額法によっております。

耐用年数及び残存価額

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため引当てたもので、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

5 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、当社では主に、百貨店事業において多種多様な商品の販売を行っており、顧客に対し商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客に商品を引き渡すことで充足されると判断し、当該商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る総額から仕入れ先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また当社が保有する店舗売場スペース及び設備等を出店テナントに

対し継続的に提供する取引については、契約期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	7,067,664	6,986,066
無形固定資産	14,393	39,574
投資その他の資産 (長期前払費用)	406,310	499,805
減損損失		

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
長期借入金	8,625,000	8,625,000

- 2 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
建物及び構築物	2,190,792	2,141,268
土地	4,560,366	4,560,366
計	6,751,159	6,701,635

(注) 担保に係る資産は、下記 保証債務に記載している親会社の金融機関よりの借入金に対する担保提供になります。

保証債務

当社の親会社である株式会社AFC - HDアムスライフサイエンスの銀行借入金8,000,000千円について、連帯保証人となっております。

(損益計算書関係)

- 1 関係会社に対する営業外費用は次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
支払利息	26,597	34,011

- 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
建物及び構築物	127	1,679

(有価証券関係)

前事業年度(2023年8月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額26,077千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2024年8月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額26,077千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
(繰延税金資産)		
減損損失	1,251,274	1,195,515
税務上の繰越欠損金	1,806,925	1,767,899
契約負債	135,789	134,600
退職給付引当金繰入超過額	74,536	71,913
資産除去債務	51,619	52,525
その他	68,827	71,307
繰延税金資産小計	3,388,973	3,293,761
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,806,925	1,767,899
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,495,192	1,447,441
評価性引当額小計	3,302,118	3,215,340
繰延税金資産合計	86,854	78,421
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	75,779	68,643
資産除去債務(固定資産)	11,075	9,777
繰延税金負債合計	86,854	78,421
繰延税金負債の純額		

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	54.6%	7.2%
評価性引当金の増減	29.1%	119.3%
繰越欠損金の期限切れ		88.7%
その他	1.5%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.6%	6.9%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。これに伴い法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取り扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物及び構築物	14,585,379	223,369	589,499	14,219,250	11,878,635	316,254	2,340,615
車両運搬具	703			703	703		0
工具、器具及び備品	176,361	1,162	48,588	128,935	105,898	3,248	23,036
土地	4,563,475			4,563,475			4,563,475
リース資産	17,340			17,340	13,583	3,468	3,757
建設仮勘定		285,048	229,866	55,182			55,182
有形固定資産計	19,343,259	509,580	867,954	18,984,886	11,998,820	322,971	6,986,066
無形固定資産							
ソフトウェア				56,230	16,656	9,939	39,574
無形固定資産計				56,230	16,656	9,939	39,574
長期前払費用	406,310	93,494		499,805			499,805

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

 建物及び構築物 大型テナント入店に伴う設備工事 159,337千円

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

 建物及び構築物 除却 38,341千円

3 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	12,270				12,270
賞与引当金	11,001	13,987	11,001		13,987

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告
株主に対する特典	<p>8月末日現在の株主及び2月末日現在の株主に対し、「株主お買物優待券(直営駐車場ご利用券)」及び健康食品・化粧品等を販売するグループ会社の株式会社エーエフシーでご利用頂ける割引券(以下、「AFC割引券」という)を贈呈致します。</p> <p>(1)「株主お買物優待券(直営駐車場ご利用券)」</p> <p>1 発行基準</p> <p>100株以上 200株未満.....半期15枚 200株以上 300株未満.....半期20枚 300株以上 500株未満.....半期25枚 500株以上 1,000株未満.....半期30枚 1,000株以上.....半期35枚</p> <p>2 ご優待方法</p> <p>割引は現金(商品券を含む)によるお買物に限ります。 1回のお買物につき1枚で、値札記載の本体価格の10%(割引額の100円未満は切り捨て)を割引。ただし、食料品は値札記載の本体価格の5%といたします。なお、一部除外品がございます。</p> <p>3 「直営駐車場ご利用券」としてのご使用方法</p> <p>横須賀店・藤沢店各店の直営駐車場(契約駐車場を除く)で下記により使用出来ます。</p> <p>横須賀店はお買物金額2,000円(税込)未満〔藤沢店は3,000円(税込)未満〕の場合は有料ですが、1回のご利用につき本券1枚で2時間まで無料といたします。なお、1回のご利用につき本券1枚のご利用となります。</p> <p>横須賀店はお買物金額2,000円(税込)以上〔藤沢店は3,000円(税込)以上〕の場合は2時間まで無料ですが、2時間を超過した場合、1回のご利用で本券を1枚追加することで1時間延長し、無料といたします。</p> <p>(2)「AFC割引券」</p> <p>1 発行基準</p> <p>100株以上半期2枚</p> <p>2 ご優待方法</p> <p>1枚あたり2,500円の割引券としてご利用いただけます。 ご注文金額5,000円以上で割引券1枚ご利用いただけます。 AFC通販カタログ「健康情報誌：げんきあつぷきれいあつぷ」より選択いただけます。(キャンペーン価格の適用可)</p>

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する議決権の過半数を所有する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第92期)	自 2022年9月1日 至 2023年8月31日	2023年11月30日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			2023年11月30日 関東財務局長に提出。
(3) 臨時報告書	(第93期)	企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第9 号の2の規定に基づく臨時 報告書であります。	2023年12月4日 関東財務局長に提出。
(4) 四半期報告書及び確認書	(第93期 第1四半期)	自 2023年9月1日 至 2023年11月30日	2024年1月15日 関東財務局長に提出。
(5) 四半期報告書及び確認書	(第93期 第2四半期)	自 2023年12月1日 至 2024年2月29日	2024年4月15日 関東財務局長に提出。
(6) 四半期報告書及び確認書	(第93期 第3四半期)	自 2024年3月1日 至 2024年5月31日	2024年7月16日 関東財務局長に提出。
(7) 有価証券報告書の訂正報告書 及び確認書	事業年度 (第91期)	自 2022年3月1日 至 2022年8月31日	2023年11月7日 関東財務局長に提出。
(8) 臨時報告書	事業年度 (第93期)	企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第9 号の4(監査証明を行う公認 会計士等の異動)の規定に基 づく臨時報告書であります。	2024年10月11日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年11月19日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア 東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 武 史

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の評価（固定資産の減損損失の認識の要否）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおり、会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産6,986,562千円、無形固定資産39,574千円及び投資その他の資産499,805千円を計上しており、これらの合計金額は連結総資産の63.7%を占めているため、連結財務諸表に対する金額的な重要性が高い。</p> <p>会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本としたグルーピングを行っており、営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みとなっている店舗等に対し、固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失の認識が必要であるとし、帳簿価額を「回収可能価額」まで減額し、差額を減損損失として計上している。減損損失の認識の判定における「回収可能価額」は、「正味売却価額」又は「使用価値」のいずれか高い金額を採用している。</p> <p>会社は、減損の兆候があると認められた店舗の回収可能価額として、会社が選定した外部の専門家による不動産鑑定評価及び不動産調査報告書を基礎とした正味売却価額を用いているが、当該鑑定評価等には、時点修正率等の重要な仮定が含まれ、評価において使用される統計指標等のデータとともに、その選択には高度な専門的知識を必要とする。</p> <p>以上により、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否についての経営者による判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否についての経営者による判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 資産のグルーピングの検討 経営者が行った店舗等に係る固定資産のグルーピングについて、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位となっているかどうかを検討した。</p> <p>(2) 減損の兆候の有無の検討 ・経営者が作成した減損の兆候判定資料の正確性及び網羅性を検証するため、会計システムから出力した店舗別損益データとの突合を実施した。 ・各資産グループへの本社費の配賦について、経営者等への質問により本社費の配賦額の算定方法の妥当性を検討するとともに、会社の本社費配賦額の再計算を行い配賦額の正確性を検討した。</p> <p>(3) 減損損失の認識の要否の検討 会社の固定資産の正味売却価額の基礎となった鑑定評価等における評価技法、仮定及びデータの選択についての合理性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 ・経営者が利用した外部の専門家の適性及び能力並びに客観性を評価した。 ・経営者が利用した外部の専門家による鑑定評価における評価技法について、対象とする評価項目及び会計基準の定めを踏まえ、その適切性を検討した。 ・鑑定評価において使用されている統計データについて、外部機関が公表している市場データと照合し、その妥当性を評価した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な

監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社さいか屋の2024年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社さいか屋が2024年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア 東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 武 史

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の2023年9月1日から2024年8月31日までの第93期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋の2024年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の評価（固定資産の減損損失の認識の要否）

「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおり、会社の当事業年度の貸借対照表上において、有形固定資産6,986,066千円、無形固定資産39,574千円及び投資その他の資産499,805千円を計上しており、これらの合計金額は総資産の64.9%を占めているため、財務諸表に対する金額的な重要性が高い。監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由並びに監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の評価（固定資産の減損損失の認識の要否））と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上